

## 茨木市支援学級等就学奨励費支給要綱

### (目的)

第1 この要綱は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、茨木市立小学校及び中学校の支援学級（以下「支援学級」という。）に在籍する児童及び生徒並びに学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定に基づいて茨木市立の小学校及び中学校において行う特別の指導（以下「他校通級」という。）を受けている児童及び生徒の保護者に対し、茨木市支援学級等就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することにより保護者の経済的な負担を軽減し、もって支援教育の振興を図ることを目的とする。

### (支給対象)

第2 支給の対象となる者は、支援学級に在籍する児童及び生徒並びに他校通級を受けている児童及び生徒の保護者又は現に監護する者（以下「保護者等」という。）とする。

### (支給金額)

- 第3 支給金額は、国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）別記2補助対象経費の欄に定める額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4第1号に掲げる学校給食費のうち、中学校において、市民税非課税世帯に属する者以外の者に対する支給金額は、前項に定める額の2分の1に相当する額とする。
  - 3 前2項の場合において、その積算中1円未満の端数が生じたときは、その都度当該端数を切り捨てるものとする。

### (奨励費の種類)

第4 奨励費の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学費（第10号に掲げる他校通級交通費を除く。）
- (3) 交流学習交通費
- (4) 修学旅行費
- (5) 校外活動費
- (6) 野外活動費
- (7) 学用品購入費及び通学用品購入費
- (8) 新入学児童・生徒学用品費等
- (9) 体育実技用具費
- (10) 他校通級交通費

### (支給区分)

第5 奨励費は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定めるものを

支給するものとする。

(1) 支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者等で、その属する世帯の特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領による収入額（以下「収入額」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額（次号において「需要額」という。）の2.5倍未満であるものの保護者等 次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア 生活保護法第12条の規定による生活扶助又は同法第13条の規定による教育扶助を受けている者 第4第3号に掲げる奨励費

イ 茨木市就学援助要綱（平成29年6月29日実施）の規定による援助を受けている者 第4第2号、第3号及び第10号に掲げる奨励費

ウ ア及びイ以外の者 第4各号に掲げる奨励費

(2) 支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者等で、その属する世帯の収入額が需要額の2.5倍以上であるものの保護者等 第4第2号、第3号及び第10号に掲げる奨励費

(3) 他校通級を受けている児童及び生徒の保護者等 第4第10号に掲げる奨励費（支給申請）

第6 奨励費の支給を受けようとする者は、茨木市支援学級等就学奨励費支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 支援学級等就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第2号）

(2) 収入に関する市町村の証明書。ただし、申請する年度の前年度の1月1日現在本市に居住する者は、不要とする。

（奨励費の支給決定）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において支給を決定し、申請者に対し茨木市支援学級等就学奨励費支給決定通知書（様式第3号）により通知する。

（奨励費の支給）

第8 市長は、第7により支給を決定したときは、奨励費について学校長からの報告に基づき、別に定める期日までに保護者等に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、奨励費の支給方法及び支給日を変更することができる。

（奨励費の取消し等）

第9 市長は、奨励費の支給を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励費を支給せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 虚偽その他不正な行為により支給を受け、又は受けようとしたとき。
  - (3) その他市長が不相当と認めたとき。
- (その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、支給について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市支援学級等就学奨励費支給要綱の規定は、この要綱の実施日以後の申請に係る奨励費について適用し、同日前までの申請に係る奨励費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年10月16日から実施し、平成25年4月1日以後の申請に係る奨励費の支給について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市支援学級等就学奨励費支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

### 茨木市支援学級等就学奨励費支給申請書

(申請先) 茨木市長	年 月 日
茨木市支援学級等就学奨励費の支給について下記のとおり申請します。 この申請について必要があるときは、市民税課税台帳等を調査されることに同意します。 また、支給の決定がされた場合は、下記の口座への振込みを依頼します。	

フリガナ	<small>自署の場合は押印不要</small>	学 校 受 付 印    生活保護受給の有無 有 ・ 無
申請者氏名 (保護者)	①	
住 所		
電 話 番 号 <small>(連絡のつきやすい番号)</small>	( )	
学 校 名	茨木市立 学校	

No.	申 請 す る 児 童 ・ 生 徒 氏 名	生年月日	学年	組	支援学級名又は 通級指導教室名	就学援助申請の 有 無
1		年 月 日				有 ・ 無
2		年 月 日				有 ・ 無
3		年 月 日				有 ・ 無

**世帯の状況** (上記児童・生徒は記入不要)

No.	家 族 氏 名	続 柄	年 齢	職 業、学 校 名 等
1				
2				
3				
4				
5				

振込口座 ・振込口座は上記の申請者(保護者)名義の口座に限ります。  
・ゆうちょ銀行への振込の場合は、(店番)・(店名)を記入してください。

フリガナ					
口座名義人					
金融機関	銀行・信用金庫・農協			支店・出張所・支所	
	ゆうちょ銀行	(店番)	(店名)		
預金種目	1 普通	2 当座	9 その他	口座番号	

**委 任 状**

私は、茨木市立 学校長を代理人と定め、支給申請手続及び支給決定通知書の受領を委任します。

また、私が支払うべき学校への納入金(学用品費など)が未納の場合は、茨木市支援学級等就学奨励費から当該未納分に充当することとし、その手続を委任します。

自署の場合は押印不要  
申請者(保護者) ①

以下は記入しないでください。

銀行コード	支店コード	認定区分	I ・ II ・ III ・ IV ・ V ・ 保留
備考			

## 支援学級等就学奨励費に係る収入額・需要額調書

(整理番号) No.

保護者等(申請者)氏名 <small>自署の場合は押印不要</small> <div style="text-align: center;">印</div>		住所 茨木市			児童・生徒氏名			学校名、学年、組(支援学級名) 茨木市立 小・中学校 第 学年 組( )			※都道府県の地区別区分 (I、II、III、IV、V、VI) 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2					
<b>世帯の収入状況</b>		<b>世帯の状況(前年12月末日現在)</b>					<b>需要額</b>									
・給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、総所得金額から10万円を控除する		収入のある世帯員氏名	生年月日(満年齢)	続柄 <small>(丸を付け、その他の場合は具体的に記載してください)</small>	個人別総所得額(給与所得又は公的年金所得の有無)	教育扶助基準		生活扶助基準			※					
						通学費	※ 学校給食費	※ 基準額	※ 第1類	※ 第2類		※				
所得 控 除 前 の	総所得金額	円	年 月 日 ( 才 )	父・母・兄・姉 祖父母・その他	□給与所得有 □公的年金有 円※	/	/	/	円	円	f (基準額)					
	退職所得金額	円	年 月 日 ( 才 )	父・母・兄・姉 祖父母・その他	□給与所得有 □公的年金有 円※	/	/	/	円	円	g (地区別冬季加算額)					
	山林所得金額	円	年 月 日 ( 才 )	父・母・兄・姉 祖父母・その他	□給与所得有 □公的年金有 円※	/	/	/	円	円						
	計	A	円	年 月 日 ( 才 )	父・母・兄・姉 祖父母・その他	□給与所得有 □公的年金有 円※	/	/	/	円	円	h 住宅扶助基準				
所 得 控 除	社会保険料	円	収入のない世帯員氏名	生年月日(満年齢)	続柄 <small>(丸を付け、その他の場合は具体的に記載してください)</small>	在学学校名・学年	/	/	/	/	/	円				
	生命保険料	円		年 月 日 ( 才 )	児童・生徒本人	特別支援学級の在籍、通級の有無	/	/	/	/	/	i 需要額				
	地震保険料	円		年 月 日 ( 才 )	兄・姉・弟・妹 その他			/	/	/	/	円				
	ひとり親又は寡婦控除の額 <small>※保護者等のみ</small>	円		年 月 日 ( 才 )	兄・姉・弟・妹 その他			/	/	/	/					
計	B	円	年 月 日 ( 才 )	兄・姉・弟・妹 その他			/	/	/	/						
所得額(A-B)	C	円	年 月 日 ( 才 )	兄・姉・弟・妹 その他			/	/	/	/	/	収入額 需要額				
所得月額(C×1/12)	D	円	年 月 日 ( 才 )				/	/	/	/	/	$\frac{F}{i}$				
障害者加算控除 (保護基準により算定)	E	円	年 月 日 ( 才 )				/	/	/	/	/					
収入額(D-E)	F	円	合	計			a	※	b	※	c	※	d	※	e	※
通学費 明細	(特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)					特記事項					支弁区分 □I段階(令第2条第1号該当) □II段階( " 第2号該当) □III段階( " 第3号該当)					
						□要保護者 (□被保護 ・ □要保護)										

- (注) 1. 太線の枠内だけ記入してください。  
 2. 住所については、申請時の住所と前の年の12月31日の住所と異なる場合は( )内に前の年の12月31日の住所を記入してください。  
 3. 世帯の状況の欄は、前年の12月31日現在(年齢、学年に注意)の世帯の状況を記入してください。

様式第3号

茨木市支援学級等就学奨励費支給決定通知書

年 月 日

保護者

様

茨木市長



茨木市支援学級等就学奨励費の支給を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 対象児童生徒氏名
- 2 学校名・学年 第 学年
- 3 認定年月日 年 月 日
- 4 支給日 1学期分－8月末日、2学期分－12月末日、3学期分－3月末日
- 5 支給方法 学校を通じて保護者へ支給します。
- 6 支給費目と支給額（年額）